

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

合同企業説明会

市内の企業約25社が参加。履歴書不要、入退場自由。
2月17日(水)午後1時～5時
所 サンプラザ(北区北24西5)
対 新卒者を除く求職中の方。
詳細 市コールセンター
(22) 4 8 9 4、HP

**コールセンター
合同企業説明会・面接会**

コールセンター15社が参加。面接企業数分の履歴書持参。
2月18日(木)午前10時～午後5時
所 アステイホール(中央区北4西5アステイ45ビル)。
詳細 新産業担当(21) 2 3 7 9、HP

**求職者向け
コールセンター研修**



電話・メール対応など。
2月22日(月)～26日(金)午前10時～午後5時
所 キャリアフィット(中央区

南1東2マツヒロビル)。
定 24人。

申、FAX、E。上欄必要事項を記入し、2月17日(水)までにキャリアフィット(23) 6 6 5 5、FAX(23) 6 3 9 0、E call@careerfit.co.jp)へ。(抽選)
詳細 新産業担当(21) 2 3 7 9、HP

**就職活動
ワンポイントセミナー**

①企業情報収集②面接対策③自己分析・適職診断。
①は2月18日(木)、②は25日(木)、3月11日(木)、③は3月4日(木)。いずれも午後1時30分～3時30分。
所 サンプラザ(北区北24西5)。
対 新卒者を除く求職中の方各20人。
2月12日(金)から東京リーガルマインド(218) 1 5 2 7へ。

食品衛生法の営業許可の更新

中央・北・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲区で食品衛生法による営業を行っている方で、許可期限が2月28日(日)の方は、期限内に更新手続きが必要です。保健センターに確認の上、手数料を持参して申請してください。
詳細 保健センター(中央(51) 7 2 2 7、北(73) 1 1

8 3、白石(86) 1 8 8 3、厚別(89) 1 8 8 1、豊平(82) 2 4 0 0、清田(88) 2 4 0 0、南(58) 5 2 1 1、西(62) 4 2 4 1、手稲(68) 1 2 1 1

屋外広告物講習会

市内で屋外広告業を営むには、本講習会を修了した業務主任者を営業所ごとに設置することが必要です。
3月4日(木)午前9時30分～午後5時40分。
所 教育文化会館(17) 2 4 5 2

社会的課題をビジネスの手法で解決するフォーラム

少子高齢化や環境問題などの課題を解決するソーシャルビジネスについての講演会(2月25日(木)午後2時～5時20分)。
所 さようさいサロン(中央区北4西1共済ビル)。
定 200人。
申、FAX。上欄必要事項を記入し、2月12日(金)から市民活動促進担当 FAX(218) 5 1 5 6へ。(先着)

詳細 市民活動促進担当(21) 2 9 6 4、HP

NPO経営塾

不安定経営のための人材育成、収支、企画立案。
3月9日(火)・11日(木)・25日(木)午後6時30分～8時。
所 エルプラザ(17) 2 4 5 2
対 事業規模300万円以上の非営利団体の経営に携わる方8人。
申、FAX、E。上欄必要事項を記入し、2月26日(金)までに市民活動促進担当 FAX(218) 5 1 5 6、E shimin-support@cit.y.sapporo.jp)へ。(抽選)
詳細 市民活動促進担当(21) 2 9 6 4、HP

税金

市・道民税(住民税)の申告

平成21年中に収入のあった方が対象です。給与または年金所得者で、源泉徴収票に記載のない扶養控除や社会保険料の控除を受ける場合なども申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされた方は必要ありません。

また、1月1日現在、市外在住の方が、家族を住まわせるための住居を市内に有する場合や、居住区とは別の区に個人事業を行うための事務所を有する場合などは、均等割額を負担していただくことに

**市税は、市政を
推進する上で
最も大切な財源
です**

市・道民税(第4期分:2月1日(月)納期限)の納付はお済みでしょうか
納税をお忘れの方は、お近くの金融機関で至急納めてください

なりますので、該当の方は申告してください。

3月1日(月)～15日(月)(土・日曜を除く)。

所 区民のページ(豊平・清田区は1月号)をご覧ください。

詳細 区役所(1)の課税課

確定申告はお早めに
所得税の確定申告の受け付け開始は2月16日(火)、申告と納税の期限は3月15日(月)です。

土・日曜、祝日は、申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月21日(日)、28日(日)に限り、各税務署(中税務署を除く)で実施します。

消費税の申告と納税をお忘れなく

平成19年分の課税売上高が1千万円を超える個人事業者は、21年分の消費税課税事業者となり、3月31日(木)までに申告と納税が必要です。

詳細 各税務署、HP

職員募集

市臨時職員
業務の繁忙期や職員の欠員